

## 別冊

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針

## (目 次)

はじめに	-----	1
<b>第1章 評価の基本的考え方</b>	-----	3
1. 評価の意義	-----	3
2. 評価対象の範囲	-----	3
3. 評価実施主体、評価者等の責務	-----	3
4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向	-----	4
5. 本指針のフォローアップ等	-----	5
<b>第2章 評価実施上の共通原則</b>	-----	7
1. 評価対象	-----	7
2. 評価目的	-----	7
3. 評価者の選任	-----	7
4. 評価時期	-----	8
5. 評価方法	-----	9
6. 評価結果の取扱い	-----	12
7. 評価実施体制の充実	-----	13
<b>第3章 評価の実施（対象別の評価方法）</b>	-----	15
1. 研究開発施策の評価	-----	15
2. 研究開発課題の評価	-----	15
3. 研究開発機関等の評価	-----	18
4. 研究者等の業績の評価	-----	19

## はじめに

我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定した。本法に基づき第1期科学技術基本計画(平成8年7月閣議決定)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月閣議決定)が策定された。第2期科学技術基本計画においては、社会、経済をめぐる課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術の戦略的重点化、科学技術システムの改革、科学技術活動の国際化の推進の重要な政策が不可欠であるとされ、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。

このように、研究開発について適切な評価を実施することが極めて重要であるとともに、評価が研究開発活動と一体化したものと見なされ、評価が定着していくことが必要である。科学技術を振興するため、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点をもって適切な評価を実施することで、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進し、社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすことができる。

その際、科学技術の進展、社会経済情勢の変化に対応するだけでなく、生命倫理、環境に関する問題のように、科学技術が人間と社会に与える影響が広く深くなりつつあることから、人文・社会科学の視点にも配慮した評価が求められている。

研究開発評価については、第1期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)が策定されるとともに、第2期科学技術基本計画に基づき、大綱的指針が改

定され、一層の充実が図られることとなった。本指針は、大綱的指針を発展的に見直し、評価対象として、大綱的指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関に、研究開発施策及び研究者等の業績を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることを重要な改善点として盛り込むこととする。

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したものである。本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づく評価と整合するように取り組むこととする。

本指針は、研究開発に関する評価について基本的な方針を示した、いわばガイドラインであり、各府省は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定することとする。また、評価実施主体（注）は、本指針及び各府省の指針に沿って厳正に評価を実施することとし、総合科学技術会議は、研究開発評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べることとする。

（注） 評価実施主体としては、次のものが想定される。

- ・各府省等の研究開発実施・推進主体（研究開発資金を配分する特殊法人等を含む。）
- ・大学（国公私立を含む。）及び大学共同利用機関、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関
- ・大学評価・学位授与機構、独立行政法人評価委員会等

# **第1章 評価の基本的考え方**

## **1. 評価の意義**

評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、次のとおりである。

- ①評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に發揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。
- ②評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。
- ③評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分に反映できる。

## **2. 評価対象の範囲**

本指針が対象とする研究開発評価とは、①研究開発施策、②研究開発課題、③研究開発機関等及び④研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。具体的には、各府省等の研究開発実施・推進主体が行う研究開発並びに大学（国公私立を含む。）及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関が自ら実施する研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。

## **3. 評価実施主体、評価者等の責務**

### **(1) 評価実施主体、評価者の責務**

評価実施主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み（評価指針等の策定、評価委員会の設置等）を整備し、研究者の能力が十

分に発揮されるよう、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。その際、各府省においては、評価の実施及び評価結果の活用が適正に行われるよう、所管官庁としての責務の重要性も十分に認識しなければならない。

評価者は、厳正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、優れた研究開発をさらに伸ばし、より良いものとなるように、適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。

## (2) 研究者の責務

研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

# 4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向

## (1) 研究開発評価のこれまでの実施経緯

研究開発評価は、第1期科学技術基本計画に基づき、大綱的指針が策定されたことにより、研究開発機関及び研究開発課題について本格的に導入された。以後、大学に関しては、自己点検・評価が義務付けられ、評価が一層促進されるとともに、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施するために、大学評価・学位授与機構が設立(平成12年4月)された。また、独立行政法人研究機関が設立(平成13年4月)されたが、それらの業務の実績に関する評価については、その所管官庁に設置された各々の独立行政法人評価委員会によって行われることとなった。

第2期科学技術基本計画では、「評価結果の資源配分・処遇への反映や評価プロセスの透明性は未だ不十分であるとされており、評価の実

効性の向上が課題」とし、「評価の在り方や方法、評価結果の公表等については、早急に改善が必要」であり、「研究開発評価に関する大綱的指針を改定する」とされている。さらに、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の一つであることを指摘している。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、研究開発についても客観的かつ厳格な評価の実施が義務付けられることになった。

## (2) 評価システム改革の方向

これまでの実施経緯を踏まえ、1. の「評価の意義」を実現するために、

- ① 「評価における公正さと透明性の確保」
  - ② 「評価結果の資源配分への反映」
  - ③ 「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」
- に重点を置いて、次の方向で評価システムを改革する。

① 「評価における公正さと透明性の確保」については、客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、評価内容等の被評価者への開示、評価結果の速やかな公表等を実施する。② 「評価結果の資源配分への反映」については、評価結果を予算、人材等の資源配分や研究者等の処遇等に適切に反映させる。③ 「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」については、評価業務のための体制を充実させるとともに、研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成、さらには、研究開発データベースの整備や審査業務等の効率化のための電子システムの導入等を進める。

## 5. 本指針のフォローアップ等

総合科学技術会議は、厳正な評価、評価結果の適切な活用等が十分に行われるよう、評価実施主体の評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。

また、本指針の実施状況等を踏まえて、必要に応じ、本指針を見直すとともに、適宜、評価実施主体においても、その評価方法等を見直す。